

通達甲(副監. 総. 文. 個) 第12号

令和5年3月31日

存 続 期 間

部長、参事官
各 殿
所属 長

副 総 監

特定個人情報取扱事務要綱の制定について

このたび、別添のとおり、特定個人情報取扱事務要綱を制定し、令和5年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

おって、特定個人情報等取扱事務要綱の制定について(平成27年12月25日通達甲(副監. 総. 文. 個) 第28号) は、廃止する。

別添

特定個人情報取扱事務要綱

第1 目的

この要綱は、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び警視総監が行う特定個人情報に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

公安委員会及び警視総監が行う特定個人情報に係る事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）において使用する用語の例による。

第4 管理体制

1 特定個人情報保護総括責任者

- (1) 特定個人情報（公安委員会又は警視総監が保有するものに限る。以下同じ。）の管理に関する総括的な権限及び責任を有する者として特定個人情報保護総括責任者を1人置き、総務部長をもって充てる。
- (2) 特定個人情報保護総括責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 特定個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。
 - イ 特定個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。
- (3) 特定個人情報保護総括責任者は、必要に応じ、特定個人情報の管理の状況について実地監査を行い、又は特定個人情報保護責任者に報告を求めることができる。

2 警視庁における特定個人情報の管理体制

(1) 特定個人情報保護責任者

- ア 所属における特定個人情報の管理に関する総括的な権限及び責任を有する者として特定個人情報保護責任者を1人置き、所属長をもって充てる。
- イ 特定個人情報保護責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (ア) 所属における特定個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。
 - (イ) 所属における特定個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

(2) 特定個人情報管理責任者等

特定個人情報保護責任者は、次表の管理体制により、特定個人情報を適正に管理するものとする。

区分	警察署以外の所属	警察署	任務
特定個人情報管理責任者	庶務担当課長代理又はこれに相当する職にある者	副署長（島部警察署にあっては次長）	所属における特定個人情報の適正な管理及びその監査に関すること。
特定個人情報管理者	各課長代理又はこれに相当する職にある者	各課長（課長の配置のない課にあっては課長代理。ただし、島部警察署にあっては次長）	担当する事務に係る特定個人情報の適正な管理に関すること。
特定個人情報管理補助者	各係長又はこれに相当する職にある者	係ごとに特定個人情報保護責任者が指定する係長又はこれに相当する職にある者	特定個人情報管理者の任務の補助に関すること。
特定個人情報事務取扱担当者	特定個人情報保護責任者が指定する者	特定個人情報保護責任者が指定する者	個人番号利用事務及び個人番号関係事務の実施に関すること。

3 公安委員会における特定個人情報の管理体制

特定個人情報保護責任者にあつては企画課長、特定個人情報管理責任者にあつては東京都公安委員会室長、特定個人情報管理者にあつては東京都公安委員会室の係長の中から企画課長が指定する者1名、特定個人情報管理補助者にあつては東京都公安委員会室の警部補の中から企画課長が指定する者1名、特定個人情報事務取扱担当者にあつては特定個人情報保護責任者が指定する者とし、その任務は前2の規定に準ずるものとする。

第5 安全管理措置

1 利用等

- (1) 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報を取り扱う事務ごとに、特定個人情報事務取扱担当者及びその役割を指定するとともに、各特定個人情報事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定するものとする。この場合において、特定個人情報事務取扱担当者は、当該役割及び範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。
- (2) 特定個人情報保護責任者は、前（1）の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があるとき又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報事務取扱担当者に指定した役割及び範囲を超えて、特定個人情報を利用させることができる。
- (3) 特定個人情報管理者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

2 管理等

- (1) 特定個人情報事務取扱担当者は、特定個人情報を記録した公文書（電磁的記録媒体を含む。以下同じ。）を施錠設備のある場所（以下「保管場所」という。）に厳重に保管しなければならない。

- (2) 特定個人情報管理者は、保管場所の鍵等を適切に管理しなければならない。
- (3) 特定個人情報事務取扱担当者は、特定個人情報を記録した公文書を庁舎外に持ち出してはならない。ただし、特定個人情報管理者が事務の遂行上必要であると認める場合は、この限りでない。
- (4) 前(3)のただし書の規定により、特定個人情報を記録した公文書を庁舎外に持ち出す場合は、特定個人情報管理者の指示に従い、盗難又は紛失を防止するための安全管理措置を講じなければならない。
- (5) 特定個人情報管理者及び特定個人情報事務取扱担当者は、前(1)から(4)までに定めるもののほか、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他特定個人情報の管理に係る事故(以下単に「事故」という。)がないよう特定個人情報を適正に管理しなければならない。

3 廃棄等

特定個人情報管理者は、特定個人情報を記録した公文書が不要となった場合又は定められている保存期間を経過した場合には、速やかに警視庁公文書管理規程(平成13年3月21日訓令甲第6号)第35条第6項の規定による廃棄を行わなければならない。この場合において、委託により廃棄を行うときは、職員の立会い等必要な措置を講じなければならない。

第6 委託の取扱い

- 1 特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先の選定に当たり、委託先において、法及び番号利用法に基づき公安委員会又は警視総監が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。
- 2 特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、受託者において、公安委員会又は警視総監が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 3 特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託した場合に、当該事務の一部を受託者が再委託しようとするときには、再委託を受ける者において、特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で、再委託の諾否を判断するものとする。再委託を受けた者が更に再委託する際においても、同様とする。

第7 特定個人情報の提供時の措置

特定個人情報保護責任者は、必要があると認める場合は、特定個人情報の提供先に対し、特定個人情報の利用目的、利用方法その他必要な事項について記載した書面の提出を求めるものとする。

第8 事故発生時等の措置

- 1 職員は、事故又は特定個人情報に係る関係規定違反となる事案(以下単に「違反事案」という。)が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに特定個人情報保護責任者(事務を主管する特定個人情報管理者経由)に報告しなければならない。

- 2 特定個人情報保護責任者は、自ら又は前1の規定による報告により、事故又は違反事案が発生し、又は発生したおそれがあることを把握した場合は、直ちに特定個人情報保護総括責任者（文書課長経由）及び主管部長（主管課長経由）に報告しなければならない。
- 3 前2の場合において、特定個人情報保護責任者は、事故の原因等を調査し、速やかに詳細を書面で報告するとともに、再発防止に資する特定個人情報の管理方法の改善その他必要な措置を講ずるものとする。

第9 個人情報保護委員会への報告等

- 1 特定個人情報保護総括責任者は、前第8の2の規定による報告を受けた事案が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）第2条各号に規定する事態（以下「報告対象事態」という。）のいずれかに該当すると認める場合は、速やかに個人情報保護委員会に番号利用法第29条の4第1項本文の規定による報告をしなければならない。
- 2 前1の場合には、特定個人情報保護責任者は、特定個人情報保護総括責任者の指示に基づき、報告対象事態が生じた旨を書面、口頭その他の方法により、本人に対し、番号利用法第29条の4第2項本文の規定による通知をしなければならない。
- 3 特定個人情報保護総括責任者は、前記1の規定による報告をした場合は、事実関係の調査結果、再発防止策等を改めて個人情報保護委員会に番号利用法第29条の4第1項本文の規定による報告をしなければならない。
- 4 特定個人情報保護総括責任者は、前第8の2の規定による報告を受けた事案が報告対象事態に該当しないと認める場合であっても、特に必要と認めるときは、個人情報保護委員会に必要事項を報告するものとする。

第10 点検及び監査

- 1 特定個人情報管理者は、特定個人情報の管理に関し、定期的な点検のほか、必要に応じて随時に点検を行い、その結果を特定個人情報保護責任者に報告しなければならない。
- 2 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報の管理に関し、定期的な監査のほか、必要に応じて随時に監査を行い、その結果を特定個人情報保護責任者に報告しなければならない。この場合における監査の実施手順は、総務部長が別に定める。
- 3 前2の規定による報告を受けた特定個人情報保護責任者は、監査結果を特定個人情報保護総括責任者（文書課長経由）及び主管部長（主管課長経由）に報告しなければならない。
- 4 特定個人情報保護責任者は、前記1の点検又は前記2の監査の結果を踏まえ、特定個人情報の管理において不適切な点があると認める場合は、直ちに是正措置を講じなければならない。

第11 その他

- 1 警察情報システム及び警察情報システムにおいて取り扱われる情報の取扱い

警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号）第2条第5号に規定する警察情報システムにより特定個人情報を取り扱う場合は、本要綱を遵守するほか、次に掲げる規程等に留意し、特定個人情報の保護に万全を期すものとする。

- (1) 警視庁情報セキュリティに関する規程
- (2) 警視庁情報セキュリティ対策実施要綱（平成26年5月27日通達甲（総. 情. セ1）第9号）

2 指導教養

特定個人情報保護責任者は、特定個人情報を適切に管理するため、特定個人情報事務取扱担当者その他の職員に対して、特定個人情報の保護の重要性及び適正管理に関する理解並びに関係規定遵守の徹底が図られるよう必要な指導教養を行わなければならない。

3 細部事項

特定個人情報保護総括責任者は、この要綱に定めるもののほか、特定個人情報の管理に関して必要な細部事項を定めることができる。